

第4次基本計画のフォローアップにおける
ヒアリング事項について（予定）

資料 4

改めて強調している視点（4次計画 p.2）	ヒアリング事項（府省）
<あらゆる分野における女性の活躍>	
（１）女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。	・働き方改革関連法（厚生労働省） ・男性の育児休業取得・家事参画の促進（厚生労働省、内閣府男女共同参画局）
（２）あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。	・女性役員を増やすための取組（金融庁） ・企業における女性活躍の推進（経済産業省） ・政治分野における男女共同参画（内閣府男女共同参画局、総務省）
<安全・安心な暮らしの実現>	
（３）非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。	・非正規雇用労働者に対する公正な処遇（厚生労働省） ・ひとり親への支援（厚生労働省、国土交通省、法務省、文部科学省、内閣府共生社会政策担当）
（４）女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。	・女性に対する暴力に関する取組（内閣府男女共同参画局）
<男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>	
（５）東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。	・防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入（内閣府男女共同参画局）
（６）国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。	・国際社会への積極的な貢献の推進（外務省）
<推進体制の整備・強化>	
（７）地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。	・地域における推進体制の強化（内閣府男女共同参画局）